

ひ み つ ほ ぜ ん ほ う

秘密保全法に反対する 愛知の会 学習会

2012年7月29日(日)

13:45開会 13:15開場

名古屋YWCA

<http://www.nagoya-ywca.or.jp>

地下鉄「栄」駅⑤番出口より東へ徒歩約5分

ノリタケギャラリーの東側です

野田民主党内閣は秋の臨時国会に「秘密保全法」の上程をたくらんでいます。

いまなぜ「秘密保全法」なのか。国民にその実態が知らされないまま、法案成立を狙うなんて許せません。

何を秘密とするのか、誰が決めるのかまったく明らかになっていません。国が国民に都合の悪い情報を知らせないようにする、情報管理の悪法です。

震災でどんなことが起こっても、原発でどんな事故が起こっても、自衛隊が他国機を撃墜しても、「秘密」の名の下に管理され、国民が知る権利を奪われる法律です。

■学習会内容■

「国民監視と秘密保全法」

○お話しする人○

中谷 雄二 氏

秘密保全法に反対する愛知の会 共同代表・弁護士

入場無料 どなたでもご参加いただけます

●宣伝行動へのご参加をお願いいたします。約1時間

7月20日(金) 12:00 名古屋市役所西庁舎南

7月30日(月) 12:00 名古屋市役所西庁舎南

主催:「秘密保全法に反対する愛知の会」 <http://nohimityu.exblog.jp/>

連絡先 弁護士法人名古屋南部法律事務所 TEL: 052-682-3211 FAX: 052-681-5471

秘
匿
で
き
る
便
利
さ
の
な
ら
、
な
ん
で
も
国
の
利
害
に
関
わ
る
も



とりあえず
(特別)秘密に
しとくか

原発情報

被災者の状況 事故の原因
放射能の飛散状況 核持込情報
他国の戦闘機接近情報
アメリカ軍から知り得た軍事情報
外交上の秘密 医療事故
株価操作 過去の戦争責任関係
企業献金 新薬情報 武器輸出
リコール情報 バイオハザード
そしてそれに携わる国家公務員を含む人的情報

●秘密保全法講演会 (8/12(日) -15(水) まで、パネル展示も行います)

8月12日(日) 15:30-16:30

名古屋市公会堂 第7集会室
(地下鉄「鶴舞」駅④番出口徒歩2分)

講師: 浜島将周弁護士

7月下旬 発売予定

ブックレット 乞う!ご期待

「これでわかる

秘密保全法の本当のヒミツ」

秘密保全法

いま
わたしたちの知る権利や
わたしたちのプライバシーが
侵害されようとしています

! X ?

STOP! 秘密保全法

秘密保全法に反対する愛知の会
<http://nohimityu.exblog.jp/>



秘密保全法に反対する愛知の会 Tel.052(682)3211 Fax.052(681)5471
名古屋市熱田区新尾頭一丁目6番9号金山大和ビル 弁護士法人名古屋南部法律事務所所気付

秘密保全法の4つの危険

その1 国民に隠される大事な情報

秘密保全法制は、保護する「特別秘密」の範囲を①国の安全、②外交、③公共の安全及び秩序の維持の三分野としており、かつての国家機密法案以上に広範です。また、秘密とするか否かを決めるのは情報を保有する行政機関で、第三者によるチェックもありません。政府の都合によって、例えば自衛隊、原発、TPP交渉など、私たちの生活に関わる様々な重要情報が隠されてしまいます。

その2 広く市民まで重罰で処罰

秘密とされた情報について、公務員だけでなく、研究者や民間企業の技術者・労働者などにも秘密保持義務が課され、漏えいは、内部告発や過失（不注意など）であったとしても処罰の対象とされます。また、行政機関によって秘密とされた情報の取得行為も処罰の対象とされることがあります。しかも、情報を取得できなくても、取得行為を実施しなくても、教唆、共謀、扇動行為として独立して処罰されます。処罰の最高刑は懲役10年といわれています。国民の様々な活動に最高10年の懲役刑という重罰が科せられることとなります。

学習会の講師を派遣します

秘密保全法の危険性を広めるため、学習会の講師として弁護士を派遣します。講師料は必要ありません（交通費は実費）。ご相談ください。

その3 知る権利を侵害、市民の自由を抑圧

様々な国民に秘密保持義務が課せられて、その漏えいが処罰されるばかりでなく、マスコミによる取材活動や一般市民による情報公開要求など情報へのアクセスも処罰の対象とされ、官憲による捜査の手や処罰の危険が及びます。そのため、国民の生活に関わる重要な情報を入手したとしても、処罰を覚悟しない限り、社会に発信したり、マスコミに伝えることができなくなります。取材なども著しく制限されることになり、国民の知る権利、表現の自由や学問・研究の自由などの様々な権利、自由が危機にさらされます。国政に関する情報は国民に公開されるのが原則であるはずなのに、国民はそれを知ることも議論することもできなくなってしまいます。

その4 国民を監視し選別する「適正評価制度」

「適性評価制度」といって、行政機関や警察が、秘密を取り扱わせようとする者について、本人及び配偶者等の関係者に対しても、職歴、活動歴、信用状態、通院歴等の調査を行い、選別することを可能とする制度も導入されようとしています。例えば、借金など弱みを握られて情報を漏らすおそれがないかどうかと金融機関が調査されたり、精神的状態に問題はないかと通院している病院まで調査されます。公務員だけでなく民間の業者や労働者も対象となり、多くの国民がプライバシー侵害、思想・信条による差別などの人権侵害の危険にさらされます。